

断裁機を扱う全従業者に「安全衛生特別教育」を「受けさせなければならない」ことをご存知ですか？

紙断裁機従事者のための

第2回

「安全衛生特別講習」受講者募集

「労働安全衛生法」では、紙断裁機（機械の大きさは問いません。全ての紙断裁機が対象です）は「シャー」に分類され、事業者は、紙断裁機を扱う全ての従業者に「安全衛生特別教育」を受けさせなければならないと定められています。違反した場合の罰則規定もあります。この講習は、従業者の労働災害の防止を図ることが目的であり、事業者の責任において実施されなければならないものです。

なお、「安全衛生特別教育」は、厚生労働大臣が定めた「安全衛生特別教育規定」に則り、科目や時間（座学 8 時間以上・実習 2 時間以上）が決められています。

東京グラフィックスでは、ホリゾン・ジャパン(株)（賛助会員）の全面協力の元、紙断裁機従事者のための「安全衛生特別講習」を実施します。東京グラフィックス会員企業は特別価格で受講できます。

■ 日時・会場（2日間）

◎ **1日目**：10月23日（水）10:00-16:00（12:00-13:00 昼休み）〔座学 5 時間〕

会場：ニッケイビル 8F 会議室（中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル）

◎ **2日目**：11月 6日（水）10:00-16:00（12:00-13:00 昼休み）〔座学 3 時間+実習 2 時間〕

会場：ホリゾン・ジャパン(株) 東京支社（江戸川区松江 5-10-9）

※ 1日目と2日目で会場が異なります。受講者には別途会場のご案内図等を送付いたします。

■ **講師・協力**：ホリゾン・ジャパン(株)（東京グラフィックス賛助会員）

■ **受講料**：東京グラフィックス会員企業は 1 名 12,000 円（一般 30,000 円）

■ **定員**：20 名 【キャンセルが出ましたので、3 名追加募集を行います！】

★ 申込締切：10月9日（水）※先着順

★ 受講料の請求書を送付いたします。入金が確認できましたら、「受講票」を送付いたします。

★ 1 回の開催で定員を大幅に上回る応募があった場合には、追加開催を検討いたします。

★ 年 2 回程度の定期開催を実施していきます（概ね 6 月と 10 月を予定しています）。

★ 受講修了者には修了証をお出しします。

東京グラフィックス紙断裁機従事者のための「安全衛生特別講習」受講申込書（申込日 月 日）	
会社名	（所属支部 支部）
連絡担当者	連絡先 TEL.
受講者氏名	/

↓ファクシミリ送信（03-3249-0377）東京グラフィックス事務局宛て